

令和9年度 能代市奨学金（月額貸与）奨学生募集要項

能代市では、経済的理由により修学が困難な方へ奨学金を貸与しています。
奨学金を希望する方は、返還計画等を十分にご検討の上、お申し込みください。

1. 奨学生の選考条件

- (1) 品行方正で学業優良な者
- (2) 在学又は最終出身学校長が奨学生として推薦した者
- (3) 能代市住民の子弟
- (4) 学資金に困難である者

2. 応募資格

次の(1)及び(2)を満たす場合に応募できます。

- (1) 能代市住民の子弟であること
- (2) (i) 現在、高校及び大学等に在学している方の場合
令和9年4月に高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学又は大学院
に入学・進級予定の者であること
- (ii) 現在、高校及び大学等に在学していない方の場合
高校卒業後5年以内の者又は中学校卒業後5年以内の者であること

3. 定員及び貸与額

- (1) 定 員：高等学校 5人以内
高等専門学校、専門学校、短期大学、大学、大学院 20人以内
- (2) 貸与額：高等学校 月額20,000円以内
高等専門学校 月額25,000円以内
専門学校、短期大学、大学、大学院 月額45,000円以内

4. 貸与額の返還

卒業後2年目（1年経過後）から20年以内で、毎月又は年1回の返還となります。
(無利子)

5. 申請書類

- ①奨学金貸与申請書（様式第1号） 1通
 - ・奨学金はあくまでも奨学生本人に貸与するものです。
申請理由等は申請者本人が記入してください。
 - ・入学志望校（進学校）欄には入学志望校（進学校）名と何年制の学校かを記入してください。
 - ・申請事由欄には、家庭の状況、特殊事情等について、内容が分かるように具体的に記入してください。
 - ・家族の状況欄における家族の氏名の前に、それぞれ生計維持者には○印、別居者には×印をつけてください。生計維持者とは、申し込み時に同居している家族のこと

(裏面もあります。)

です。別居者とは、申請者の兄弟等で就学等のため転居している人のことです。

(家族の状況欄に申請者本人の氏名を記入する必要はありません。)

②在籍又は最終出身校の学長・校長の推せん書 1 通

- ・現在、高校及び大学等に在籍していない場合は、最終出身校からの調査書等を提出してください。

③学業成績証明書 1 通

- ・学校所定の様式で学長・校長が証明したものを提出してください。

④合格（入学）通知書の写し 1 通

- ・在学者は在学証明書、未入学者は合格通知書の写しを提出してください。

まだ大学等に合格していない方は、合格後、速やかに提出してください。

⑤小論文 別紙原稿用紙 1 枚

- ・将来、能代市民として市の発展に寄与することをアピールしてください。

⑥令和 8 年度所得課税証明書（令和 7 年分所得） 各 1 通

- ・本人と同一生計で、所得のある人全員分を提出してください。

⑦納税証明書（市税・国保税の滞納がない旨の納税証明書） 各 1 通

- ・本人と同一生計で、所得のある人全員分を提出してください。※税務担当課で発行
※不明な点やご相談は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

6. 申請期日及び申請先

(1) 申請期日：令和 8 年 8 月 2 5 日（火）から令和 8 年 1 1 月 6 日（金）まで ※必着

(2) 申 請 先：能代市教育委員会 学校教育課（二ツ井町庁舎内）

能代教育事務所（本庁舎内）

土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

※他市町村教育委員会では受付できません。

7. 奨学生候補者の通知

- ・能代市奨学生選考における学資金に困難である程度及び学資金の貸与を必要とする程度の基準に基づき能代市奨学選考委員会で奨学生候補者を選考し、市長が決定します。
- ・選考結果（内定、補欠内定等）は、1 2 月下旬までに通知します。
- ・1 次募集において補欠内定者と決定された方については、2 次募集の応募者とともに再選考を行います。
- ・補欠内定の資格は令和 9 年 3 月 3 1 日まで有効とします。

8. その他

※連帯保証人が必要となります。

※申請後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

【申請書提出先・お問い合わせ先】

〒018-3192 能代市二ツ井町字上台 1 番地 1（二ツ井町庁舎内）

能代市教育委員会 学校教育課 電話 0185-73-5281